

# 盗用・剽窃をしていませんか？ ルールを守って「正しいレポート」を！

早稲田大学教育学部

2024年4月

## 0. はじめに

教育学部では、授業ガイド、学部ホームページ、エレベータ内の掲示などで、レポートにおける盗用・剽窃等の不正行為への注意と、そうした不正が行われた際の処分内容についての説明を、これまで繰り返しおこなってきました。

意図的に行われる盗用・剽窃行為が不正であるのは、言うまでもありません。けれども、必ずしも意図したわけでもないのに、レポートにおける正しい引用や参照のルールを知らないために、結果的には盗用・剽窃とみなされるレポートを書いてしまうケースもあります。

そんなことにならないように、ここではレポートで他人の著作を引用したり、参照したりする際の基本的なルールと方法について、具体例を交えて説明してみました。これを参考にして、あなたも「正しいレポート」を作成してください。（ここで「正しい」というのは、レポートの内容上の正しさではありません。ここで示したルールや方法にしたがった「形式的に正しいレポート」でも、内容においては「正しくないレポート」には、低い評価が与えられる可能性が高いことはいうまでもありません。）

ただし、教育学部は理系から文系まで多様な学問分野の授業を開講しているため、論文作成上の細かいルールや書式は、学問分野によって異なる場合があります。ここに示したのは、あくまで最大公約数的なガイドラインです。

## 1. レポートにおける引用・参照とは？

### 1-1 引用・参照とは

文科系の学問では、一般に、他の著作物の文章をそのまま直接引いてくることを「引用」、他の著作物の内容を踏まえたり言及したりする場合を「参照」と呼んでいます。たとえば、

#### 【例 1-1】

「共同態からの諸個人の疎外のまえに、この共同態そのものの自然からの疎外があった」と真木悠介は述べている。

「 」でくくった文章が、他の著作からの引用です。

それに対して、

#### 【例 1-2】

真木悠介も指摘しているように、共同態からの諸個人の疎外以前に、共同態自体の自然からの疎外があったと考えられる。

というのは参照になります。なお、【例 1-1】【例 1-2】いずれの場合も、注などで引用・参照の出典

を示す必要がありますが、その仕方については後述します。

上記が文科系における引用・参照の事例です。それに対して理科系の学問では、他者の著作の言葉をそのまま引いてくることはあまりありませんが、注等で関連する先行研究を明示することを「引用」と呼んでいます。たとえば、こんな感じです。

### 【例 1-3】

湯川（1935）は、陽子と中性子間で未知の粒子が交換されていることを論理的に予言し、その粒子を中間子と命名した。

「湯川（1935）」というのが、湯川秀樹が1935年に発表した論文からの引用になります。（文献データを示す引用欄は、ここでは省略しています。）

## 1-2 レポートと引用・参照

指定された本や論文を課題として読み、それについてレポートする場合でなくても、レポートを作成する際にはしばしば他人の著作を引用したり、参照したりすることが必要となります。その際、皆さんが書いたレポートが妥当であるかどうかを、教員や他の学生たちが検証できるように、引用・参照した本や論文、データの出所を、誰にでもわかる形で明示する必要があります。

学問はこれまでの研究の積み重ねの上に成立しているのですから、過去の業績を参照し、学習し、必要に応じて引用を交えてレポートを作成することは当然のことです。また、適切な資料やデータを既存の文献の中に探すことも必要なことです。そうであるからこそ、学問には引用・参照のためのルールがあります。それは、どこまでが過去の業績に立脚し、どこからが書き手の考察や見解であるかを示すためのルールであると同時に、学問や文化や社会をこれまで作り上げてきた先人たちに敬意を示すマナーでもあります。

正しい引用や参照をしないことは、他人の業績を自分のものにする「盗用」や「剽窃」——剽窃とは「かすめ取る」という意味です——であり、皆さんが学ぶ学問への敬意を欠いた行為、それゆえ皆さん自身を貶めてしまうかもしれない行為なのです。

## 1-3 引用・参照の正しいルール

では、正しい引用・参照のルールとは何でしょう。それは、あなたの書いたレポートで、本や論文、新聞・雑誌の記事、ウェブ上の文章などを参考にしたり、引用したりした場合には、その出所を、読み手が確認できるように明示する、ということです。そして、そうすることによって他の著作に依拠した部分と、自身が直接調べたり、考察したりした部分を、読み手にわかるようにすることです。

これにはいくつかの方法があるので、いくつか例示してみます。まず、文科系の日本語のレポートの場合です。

これは本文。

引用部分を「 」に入れて注番号をつける。

【例 1-4】引用の出典を注で示す仕方

……。 「共同態からの諸個人の疎外のまえに、この共同態そのものの自然からの疎外があった」<sup>(1)</sup>  
と真木悠介は述べている。 ……

脚注や文末注に著者名、書名、出版社、発行年、ページを書く。

(1) 真木悠介, 『時間の比較社会学』, 岩波書店, 1981年, p.250。

【例 1-5】引用の出典を文献リストで示す仕方

本文の該当部分に著者名、発行年、ページを書く。

……。 「共同態からの諸個人の疎外のまえに、この共同態そのものの自然からの疎外があった」  
(真木, 1981, p.250) と真木悠介は述べている。 ……

文献リスト

真木悠介, 1981, 『時間の比較社会学』, 岩波書店。

レポートの最後に付けた文献リストに、  
著者名、書名、発行年、出版社を示す。

参照についても同様の表記をします。

【例 1-6】

真木悠介も指摘しているように、共同態からの諸個人の疎外以前に、共同態自体の自然からの疎外があったと考えられる<sup>(1)</sup>。

(1) 真木悠介, 『時間の比較社会学』, 岩波書店, 1981年, p.250。

あるいは、

【例 1-7】

真木悠介も指摘しているように、共同態からの諸個人の疎外以前に、共同態自体の自然からの疎外があったと考えられる (真木, 1981, p.250)。

文献リスト

真木悠介, 1981, 『時間の比較社会学』, 岩波書店。

次に英文レポートの場合です。

英文レポートには MLA 方式という標準書式があり、以下の例はそれにしています。

【例 1-8】全文引用の場合

Patrick Byres, Laird of Tonley, rallied to the standard of rebellion raised by Bonnie Prince Charlie in Glenfinnan in August 1745, and became a major in a Jacobite regiment (Brooks 76).

引用文の末に著者名とページ数。

(引証資料リスト)

本のタイトルはイタリックで示す。

Brooks, Robin. *The Mystery of the Portland Vase*. London: Gerald Duckworth and Co. Ltd, 2004.

【例 1-9】部分引用の場合

God is now seen only as possible existence, or “as an aspect of our own identity, and not as a hypothesis attached to natural order” (Frye 13-14).

“ ” 内が引用で、( ) 内が著者名とページ数。

(引証資料リスト)

U of Chicago P は、University of Chicago Press のこと。

Frye, Northrop. *A Study of English Romanticism*. Chicago: U of Chicago P, 1982.

アンソロジー名。

【例 1-10】アンソロジーからの引証資料リストでは版・頁等を次のように示します。

Wordsworth, William. “The Ruined Cottage.” *Romanticism: An Anthology*. Ed. Duncan Wu. 2nd ed. Oxford: Blackwell Publishers Ltd, 1998. 277-89.

“ ” でくくったのは論文ないしは作品名。

【例 1-11】複数巻からの引証は以下の通り。

Boswell, James. “Constitutional Melancholy.” Vol. 1 of *The Life of Samuel Johnson, LLD*. 2 vols. London: Simpkin, Marshall, Hamilton, Kent & Co. Ltd. 1791. 32-34.

次に、理系のレポートの引用の実例を示します。

【例 1-13】本文中に注番号を入れ、引用欄で示す場合。

レーザーイオン化質量分析計用試料作成方法の確立<sup>(1)</sup>によって、高精度なタンパク質の質量分析が可能になり、田中耕一氏はこの功績によってノーベル賞を受賞した。

引用欄：

(1) 吉田多見男・田中耕一・井戸 豊・秋田智史・吉田佳一，1988，レーザー離脱 TOF 質量分析法による高質量分子イオンの検出．質量分析，36，59-69.

これが論文のタイトル。

こちらは掲載誌名、号数、掲載ページ。

【例 1-14】本文中に（著者、発行年）を書き、引用欄に論文の出所を示す場合。

谷山・志村予想（志村，1971）は、楕円曲線とモジュラー形式の関係性の理解に貢献したのみならず、難問であったフェルマーの最終定理の解決にも応用された。

引用欄：

志村五郎，1971，保型関数の整数論的理論．岩波書店，pp.288.

文献の著者、タイトル、発行所等々の書誌事項の書き方は学問分野によって様々で、同じ学問のなかでも必ずしも統一されていないことがあります。大切なことは、ひとつのレポートのなかでは統一した書き方で、誰の目にも出典が明らかになるように書くことです。

Web の参照が認められている場合でも、引用・参照元の URL を注等で明示する必要があります。ただし、web ページは更新や削除等があるので、情報を取得した日時も忘れずに。

歴史的事実など周知の客観的事実とされるものや、常識の範疇に属すると見なせるもの、たとえば「アメリカ独立宣言がなされた年」や「地球の公転周期」などについては、たとえ事典等を見て調べたとしても出典を示す必要はありませんが、「アメリカ独立戦争の経緯」や「地球の公転周期をめぐる科学史」などについて他者の著作をもとにまとめたりする場合には、参照先の明示が必要です。もっとも、文献を調べていてどこまでが「周知の事実」で、どの部分が著者の調査や分析や考察による部分なのか、判断がつかない場合もあると思います。そうした場合は、出典を明記しましょう。「粗雑に書いて結果的に剽窃まがいになる」よりも、「必要のない部分まで出典明記した」方がよいのです。

## 2. こんな書き方は駄目！

では、どんな書き方だと「盗用」や「剽窃」と見なされてしまうのか。その実例をあげてみましょう。

### 2-1 「引用」「参照」したものを、そうではないように書いてしまうこと

本に書いてあることをほとんどそのまま書き写したものを切り貼りしたり、web サイトからコピー&ペーストしたりしたものが「盗用」「剽窃」であるのは言うまでもありませんが、うっかりするとやっと思い間違いがちなこんな書き方も、「盗用」や「剽窃」になってしまうという例を挙げてみましょう。

【例 2-1】……実は正しくない書き方

情報化社会論は、「情報技術が組織を変える」とか「情報技術が個人を変える」といったことを語ってきたが、それらは実際には、社会のしくみを見無視した結果にすぎない。技術は、技術内在的な方向よりも、社会的ニーズのある方向に発達していく。

では、なぜ「技術が社会を変える」という考えが広がるのだろうか。このことについて佐藤俊樹は、「AI 的アナロジーの罣」ということを指摘している（佐藤, 2010, p.200）。

-----  
文献リスト

佐藤俊樹, 2010, 『社会は情報化の夢を見る—— [新世紀版] ノイマンの夢・近代の欲望』, 河出書房新社。

一見、申し分のない書き方をしているように見えますが、出典を見てみると、そうでないことがわかります。

【例 2-2】……出典（=元ネタの本）はこうなっている！

これまで見てきたように、従来の情報化社会論が語ってきた「情報技術が社会を変える」とか「情報技術が個人を変える」といった話は、実際には、社会のしくみを見無視した結果にすぎない。本当は、組織や個人のあり方にあわせて、情報技術が使われているのである。技術の進歩も、技術内在的な方向というより、社会的なニーズのある方向に発達していく。その意味では社会のしくみの方が技術の使い方を決めているのだ。…中略…。

しかし、そうになると、一つの疑問があらためて浮かび上がってくる——なぜ「技術が社会を変える」という物語がこれほど氾濫するのだろうか？

その答えとして、第 1 章では、AI 的アナロジーの罣をあげておいた。……以下略……

出典：佐藤俊樹, 『社会は情報化の夢を見る—— [新世紀版] ノイマンの夢・近代の欲望』, 河出書房新社, 2010 年, 200 頁。

これを読むと、【例 2-1】のレポートの最初の段落は、実は佐藤の著書を若干書き換えたものに過ぎず、2 段落目の最初の文も、佐藤が著書で述べた疑問をあたかも自分が考えた疑問のように書いていることがわかります。申し訳のように最後の一文だけ典拠を示しても、これは立派(?)な「盗用」「剽窃」です。さらに言えば、上記文献で佐藤が「AI 的アナロジーの罨」について説明しているのは 200 頁ではなく、それよりも前の第 1 章なので、参照するならそのページをあげなくてはなりません。

では、どう書いたらよいのでしょうか。その例を以下に示します。

【例 2-3】……こう書けば OK

情報化社会論について、佐藤俊樹は以下のように述べている。従来の情報化社会論が語ってきた「情報技術が社会を変える」とか「情報技術が個人を変える」といった話は、実際には、社会のしくみを見無視した結果にすぎない。本当は、組織や個人のあり方にあわせて、情報技術が使われているのである。技術の進歩も、技術内在的な方向というより、社会的なニーズのある方向に発達していく。その意味では社会のしくみの方が技術の使い方を決めているのだ、と (佐藤, 2000, p.200)。

にもかかわらず、「情報技術が社会や個人を変える」という話が広がる理由の一端を佐藤は、「AI 的アナロジーの罨」という点から説明した (同, pp.71-73)。

-----  
文献リスト

佐藤俊樹, 2010, 『社会は情報化の夢を見る—— [新世紀版] ノイマンの夢・近代の欲望』, 河出書房新社。

【例 2-4】……次のような書き方でも OK です。

情報化社会論について、佐藤俊樹は以下のように述べている。従来の情報化社会論が語ってきた「情報技術が社会を変える」とか「情報技術が個人を変える」といった話は、実際には、社会のしくみを見無視した結果にすぎない。本当は、組織や個人のあり方にあわせて、情報技術が使われているのである。技術の進歩も、技術内在的な方向というより、社会的なニーズのある方向に発達していく。その意味では社会のしくみの方が技術の使い方を決めているのだ、と<sup>(1)</sup>。

にもかかわらず、「情報技術が社会や個人を変える」という話が広がる理由の一端を佐藤は、「AI 的アナロジーの罨」という点から説明した<sup>(2)</sup>。

-----  
注

(1) 佐藤俊樹, 『社会は情報化の夢を見る—— [新世紀版] ノイマンの夢・近代の欲望』, 河出書房新社, 2010 年, p.200。

(2) 同, pp.71-73。

【例 2-3】や【例 2-4】のような書き方をすれば、「盗用」でも「剽窃」でもなく、「参照」による「紹介」になります。

場合によってはレポートのほぼ全体が「参照」や「紹介」のようになってしまう場合もあるかもしれませんが、レポートの課題がどんなものであるかにもよりますが、自分で文献を探し、読み、それを適切な形で要約して紹介できることもまた、大学生が身につけるべき能力なのです。はっきり言えることは、「盗用」「剽窃」したものを自分で調べ、考察したものに見せかけるよりも、引用したり参照したりしたことがはっきりわかる形で、自分が調べたことを要約したり紹介したりした方が誠実で、正しいレポートの書き方だということです。

## 2-2 他人と同じレポートを使うこと

ここまでお話してきたのは、他の研究者や著作者による著書や論文、web からの参照・引用についてですが、学生のレポートで時に見られるのは、友人が書いたレポートや、過去問題や過去のレポートをアップしたサイトに掲載された「模範解答」や「模範レポート」をそのまま、あるいは若干の「手直し」をして提出する、というものです。友人と共同して作成したレポートをそれぞれ提出するというのも、授業担当教員がそうした仕方を認めていない限りは違反行為になります。また、友人がそれを使ってレポートを作成して提出することを知りながら自分のレポートを提供した場合、提供した人も不正行為をおこなったことになります。

早稲田大学では現在、Waseda Moodle 上でレポートの類似度判別を行うことができるので、web サイトからの安易なコピー&ペーストや若干の語句を変更しただけの流用は、簡単に判別できるようになりました。

## 3. 生成 AI ツールの利用について

近年では生成 AI ツールの開発が急激に進んでいますが、生成 AI ツールが作成したレポートをそのままないしは若干書き換えたのみで提出することは代作にあたり、不正行為となります。また、生成 AI ツール自体が剽窃や不適切な引用、改ざん、捏造等を行った場合、その成果物を利用した本人も同様に不正行為を行ったとして懲戒処分の対象となります。

教育学部のホームページに「レポート等作成における生成 AI ツールの利用に関する注意事項」という文書を記載していますので、よく確認するようにしてください。

## 4. 盗用・剽窃をするとどうなるか

レポート等での不正行為をした場合、原則 3 ヶ月の停学処分を受けると同時に、当該の科目のみならず、履修中のすべての科目が 0 点となり、その結果ほぼ自動的に留年が確定します。うっかり友人にレポートを提供した場合も、処分の対象となります。残念なことに、教育学部ではここ数年、毎学期末に、こうした処分の対象となる学生が出ています。

## 5. おわりに

ここまで盗用・剽窃等の不正行為について具体的な事例を交えながら説明をしてきましたが、そもそもレポート作成は「課題に対して様々な情報を集め、分類・分析・要約し、自分なりの考えを記載する」行為であり、その行為を通じて皆さんの能力を高めてもらうこと、そしてその成果物を通じて学習の効果を測ることが目的です。この目的をよく理解していれば、何が「不正」と呼ばれる行為にあたるのかが自ずとわかるはずです。レポート作成においては、必ず意識するようにしてください。

また、不正を行ってしまうかどうかは皆さんの自尊心にも大きく関わることです。不正をすることは自分を貶めることである。このことを忘れず、誠実にレポートを作成し提出してください。